

殿

2018年 月 日

「軍事費を削って暮らしと福祉・教育の充実を」

国民大運動奈良県実行委員会

実行委員長 井ノ尾寛利

奈良市登大路町5-5 奈良県教育会館1F

TEL: 0742 - 26 - 7135

FAX: 0742 - 27 - 3314

＜構成団体＞ 奈良県労働組合連合会・奈良県商工団体連合会・新日本婦人の会奈良県本部
奈良民主医療機関連合会・民主青年同盟奈良県委員会・農民運動奈良県連合会
奈良県平和委員会・奈良県生活と健康を守る会・国民救援会奈良県本部
全日本年金者組合奈良県本部・奈良県母親大会連絡会・奈良県社会保障推進協議会

2018年県民要求実現

全県・自治体キャラバン要請書

貴職におかれましては、医療・福祉・介護・教育の充実など住民の暮らしを守るとともに自治体の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

私たち、奈良県実行委員会は毎年のキャラバン行動を通して、貴自治体・議会関係者をはじめとして、県下の各団体との懇談を通して切実な要求の実現や課題の解決に向けて取り組みを進めてきました。この間の、みなさんの丁寧なご対応とご協力に感謝いたします。

さて、本年は、第27回奈良県自治体キャラバン行動となります。

地域住民のだれもが願うのは「安全・安心・平和」です。「格差と貧困」をなくし、安心して働き暮らすことができる職場と社会づくりです。そしてゆきとどいた教育の充実で子どもの未来に希望が持てる社会にすることです。中小零細企業や農林業従事者への施策の充実で、その地域に住んで、働くことが喜びとなる「地域の活性化」「持続可能な地域づくり」だと考えます。

要請内容につきましては、各担当部局・課として可能な限り文書でのご回答をお願いします。また、地元・地域実行委員会・団体からの要請書に関しても、例年通り可能な限り文書での回答をお願いします。奈良県に対しては、自治体キャラバンで出された意見や実態をもとに、要請をするとともに、政府に対しては、全国行動として省庁への要請や国会議員要請などに反映させていただきます。

キャラバン行動の日程につきましては全県をくまなく訪問させていただくために、一定のコースを設定せざるを得ません。貴自治体・議会の予定を考慮せずに組まれているかと思いますが、調整をよろしくをお願いします。

記

1. 安保法制反対、安心・安全の医療・介護、震災や水害などの教訓を活かした防災対策を

【 県への要請 】

- (1) 安保法制は、最高法規である憲法に違反するものです。ただちに撤回・廃止するよう、国に要請すること。
- (2) 現在、南海トラフも含め見直しが行われている「奈良県防災計画」において、福島第一原発事故をふまえた原子力災害対策をいれること。相談窓口の設置等、県民の不安に応えられるよう体制、設備を拡充させること。
- (3) 災害の危険区域内にある県内の学校、老人施設等について、対策を講じること。奈良県内の「崩壊危険箇所」について、早急に対策を講じて頂くこと。
- (4) 昨今のゲリラ豪雨や台風など、風水害に対する防災対策をすすめること。とりわけ、河川状況の確認し、必要な対策を講じること（現状の把握と改修）。

【市町村への要請】

- (1) 自衛隊の集団的自衛権行使容認の閣議決定は、最高法規である憲法に違反するものです。ただちに撤回するよう、国に要請すること。
- (2) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請すること。全ての原発は再稼働しないよう国に要請すること。
- (3) 昨今のゲリラ豪雨や台風など、風水害に対する防災対策をすすめること。とりわけ、河川状況の確認し、必要な対策を講じること(現状の把握と改修)。また避難所の水や食料など備蓄品をそろえること。
- (4) 災害の危険区域内にある県内の学校、老人施設等について、対策を講じること。奈良県内の「崩壊危険箇所」について、早急に対策を講じて頂くこと。

2. 安心して産み、育てられる奈良県に、高齢者・子どもはじめ県民が安心して生活できる奈良県にするために(福祉・医療・介護・年金問題)

～安心して産み、育てられる奈良県にするために ※教育関連は3に

【県への要請】

- (1) 福祉医療(子ども・障がい者、ひとり親家庭等)制度を窓口負担のない現物給付とすること。また、現物給付に伴うペナルティーを未就学児だけでなくすべての年齢に対しなくすよう国に求めること。
- (2) 子どもの医療費助成制度を、入院・通院とも高等学校卒業まで所得制限も窓口払いもなしで無料とすること。
- (3) 上記(2)について、国で制度化されるよう、要望すること。
- (4) 学童保育の増設・拡充を図るとともに、学童指導員の待遇を改善すること。
- (5) 「奈良県子どもの貧困対策大綱」については貧困状態解消のための具体的な数値目標を明確にし、すみやかに具体的施策を講じること。「子ども食堂」や「フードドライブ事業」の取り組みの援助を拡充すること。奈良県内における子どもの貧困の実態を正確に把握し、公表すること。
- (6) 就学援助にかかる新入学児童生徒への入学準備金支給につき、各自治体が前年度末までに行うよう、指導すること。就学援助受給世帯への無料低額診療制度及び実施医療機関の周知の徹底につき、市町村に指導すること。

【市町村への要請】

- (1) 上記【県への要請】(1)・(2)について、奈良県全体でその制度に移行するよう、県に働きかけること。
- (2) 妊産婦健診は、初回を含め産前14回、産後1回を無料で受けられるよう助成すること。
- (3) 「子ども・子育て支援新制度」施行にあたっては、児童福祉法第24条1項を尊重し、認可保育所への入所を求めるすべての子どもが入所できる条件を自治体が整え、自治体の保育実施責任の堅持・拡充を行うこと。公立保育所および学童保育の民営化や廃止を行わないこと。学童保育も含め、少なくとも現行水準以上の基準とすること。保護者に説明責任を果たし、保育士・学童保育指導員など従事する職員の意見を良く聞くこと。臨時職員保育士や学童指導員の待遇を改善すること。
- (4) 各自治体において「子どもの貧困対策大綱」を整備し、貧困状態解消のための具体的な数値目標を明確にし、すみやかに具体的施策を講じること。「子ども食堂」や「フードドライブ事業」の取り組みについて場所の提供などの援助について具体化すること。奈良県内における子どもの貧困の実態を正確に把握し、公表すること。
- (5) 就学援助については、生活保護基準の1.5倍程度を捕捉するよう改善すること。就学援助にかかる新入学児童生徒への入学準備金支給につき、前年度末までに行うこと。就学援助受給世帯への無料低額診療制度及び実施医療機関の周知を行うこと。

～高齢者が安心して暮らせる奈良県にするために～介護保険・高齢者福祉施策について

【県への要請】【市町村への要請】

- (1) 第7期介護保険料は、高齢者の負担の限界を超える金額となっているため、一般会計繰入によって、介護保険料を引き下げること。また国に対し、国庫負担の大幅引き上げと低所得者保険料軽減について今年度から全面実施するよう働きかけるとともに独自に軽減措置を行なうこと。
- (2) 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単

- 身の場合)は介護保険料を免除とすること。
- (3) 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度を作ること。介護保険法改定によって導入された「3割負担」については、国に実施中止を働きかけること。また、2割負担者の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行なうこと。
 - (4) 総合事業について
 - ① 利用者サービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。
 - ② 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士・初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。
 - (5) 保険者機能強化推進交付金について
 - ① 保険者機能強化交付金は、国が一方的に行なう評価で差別的に交付金を分配するものであり、地方自治を差別する不当な制度であることから、自治体として国に撤廃を求めること。200億円の財源は処遇改善など介護保険の改善に活用すること。
 - ② いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」をせまり、ケアマネージメントに対する統制を目的とした仕組みを作らないこと。
 - ③ 国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。
 - (6) 制度改善により導入された生活援助一定数以上ケアプラン届け出制度は、ケアマネージャーの裁量と利用者の生活の必要性を否定しかねない不当なものであり、自治体として国に撤廃を求めること。当面の間、自治体としては届け出を義務化しないこと。
 - (7) 高齢者熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し、熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)が出来るように社会福祉協議会、事業者、NPOなどに呼びかけ、小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワーク作りなど、具体的施策を実施すること。介護保険の給付限度額の関係で町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難することが困難なケースへの対策を自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざるを得ない状況があり、「貸し付け制度の利用」でなく、クーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。
 - (8) 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすため、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行ない、必要数を明確にした上で年次的に整備を行なうこと。
 - (9) 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、国庫負担方式による処遇改善制度を求めること。

国民健康保険・後期高齢者医療・健診について

【 県への要請 】

- (1) 国保財政への国庫負担の大幅に引き上げを国に要請すること。国保料軽減のために市町村が独自に行っている一般会計からの法定外繰り入れを尊重すること。大幅な保険料上昇につながる奈良県統一国保料率については速やかに見直すこと。
- (2) 県における国庫補助金は公正に市町村に配分し、収納率向上等を煽って競争させないこと。財政力の弱い自治体の保険料値上げにつながらないよう県が適切な措置を講じること。
- (3) 生活が苦しく保険料が払いたくても払えない方への強制的な差し押さえや滞納処分を行わないよう、市町村に指導すること。納税緩和措置の周知を市町村に指導すること。
- (4) 所得に応じた新たな減免制度を創設すること。払える国保料、利用できる国保制度とするため、国保44条や77条の減免制度を奈良県や各市町村の国保条例で具体化すること。減免事由として恒常的生活困窮者を対象とすること。
- (5) 市町村との連携会議や国保運営協議会において、広く被保険者の意見を聞くこと。
- (6) 70-74歳の医療費2割負担を1割負担に戻すこと。後期高齢者医療制度保険料の特例減免措置廃止を実施しないよう国に呼びかけること。所得割軽減や74歳まで社保費負担者であった被保険者への軽減の削減・廃

- 止をやめ、従前の軽減を復活させるよう国に呼びかけること。後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に呼びかけること。75歳以上の医療費の窓口2割負担をしないよう、国に働きかけること。
- (7) 70才以上の方の外来の高額療養費制度の改悪をやめ、元に戻すよう国に呼びかけること。
- (8) 奈良県総合医療センター等の公的医療機関において無料低額診療を実施すること。

【市町村への要請】

- (1) 高すぎる保険料を引き下げ、払える保険料にすること。そのために保険者支援制度を活用すること。また、国庫負担の大幅に引き上げを国に要望すること。
- (2) 保険料の算定は「応能負担」原則とすること。住民税非課税世帯は所得割をゼロに、均等割の負担も大幅に下げること。
- (3) 払える国保料、利用できる国保証とするため、国保44条や77条の減免制度を国保条例で具体化すること。減免事由として恒常的生活困窮者を対象とすること。国保44条や77条の申請用紙を担当課窓口及び医療機関の窓口に常設すること。
- (4) 資格証明書の発行、差し押さえをしないこと。短期保険証の長期未交付(留め置き)は行わないこと。高校生までの子どもには1年間の保険証を交付すること。
- (5) 特定健診は成人病全体をチェックする検査項目となるよう内容を充実させ、費用は無料とすること。特にがん検診等の内容を充実させ、特定健診と同時受診できるようにし、費用は無料とすること。
- (6) 70-74歳の医療費2割負担を1割負担に戻すよう国に働きかけること。後期高齢者医療制度保険料の特例軽減の縮小をやめ、元に戻すよう国に呼びかけること。2018年度からの減免制度改悪をやめ、元に戻すよう国に呼びかけること。75歳以上の医療費の窓口2割負担をしないよう、国に働きかけること。後期高齢者医療制度を廃止するよう、国に呼びかけること。
- (7) 後期高齢者医療制度の保険料については生活実態に即した低額の保険料とし、滞納者に対しては短期保険証・資格証明書の発行をしないよう広域連合に呼びかけること。
- (8) 後期高齢者医療制度の医療費を無料とすること。少なくとも住民税非課税世帯は医療費負担を無料にするよう広域連合に呼びかけること。
- (9) 健診内容の拡充と受診率を高めるための広報の拡充などの施策を行うよう、広域連合に働きかけること。
- (10) 70才以上の方の外来の高額療養費制度の改悪をやめ、元に戻すよう国に呼びかけること。
- (11) 市町村が運営する公的医療機関において無料低額診療を実施すること。

生活保護について

【県への要請】

- (1) 保護課ケースワーカーに対する研修制度を充実すること。
- ・現在の研修制度について示すこと。
- (2) 保護課ケースワーカーを増員すること。下記数値の明示。
- ・2018年9月現在の各福祉事務所における生活保護受給者数。
 - ・各福祉事務所の現在の稼働できるケースワーカーの常勤者数、非常勤者数、常勤換算した場合の総人数。
 - ・各福祉事務所の現在稼働中のケースワーカーの内、社会福祉主事任用資格保持者数、社会福祉士の数、その他専門資格保持者数。
 - ・各福祉事務所の保護課管理職の人数と社会福祉主事任用資格保持者数、社会福祉士の数、その他専門資格保持者数。
- (3) 保護基準の引き下げを行わないよう、国に申し出ること。
- (4) 熱中症対策、寒さ対策について
- ・クーラーの必要なすべての人に保護費で設置できるよう、国に申し入れること。国による設置が実現するまでは県単独で補助、支給を行うこと。
 - ・夏季一時金の給付について国に申し入れ、国の給付が実現するまでは県単独で補助、支給を行うこと。
 - ・冬季暖房費の増額を国に申し入れ、国の増額給付が実現するまでは県単独で補助、給付を行うこと。
 - ・冬季加算の特別基準については遺漏なきよう引き続き実施すること。
 - ・クーラーの修理費用を助成すること。

【市町村への要請】

- (1) 生活保護基準の切り下げを元に戻すよう、国に要請すること。
- (2) この間の生活保護基準に切り下げに伴う、諸制度（就学援助など）への影響を把握し、生活困難者を支援する自治体独自の援助制度を整備すること。
- (3) 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置・修理費用が支給できるよう国に要請すること。夏季加算の設置を国に働きかけること。
- (4) 生活保護の実施体制にかかわって、「標準数」に基づくケースワーカーの増員を正規職員で行うとともに、経験と熟練、人権感覚豊かなワーカーの配置を行うこと。
- (5) ケースワーカーの研修を重視し、法令を遵守し、申請者に対して人権を尊重し、丁寧な説明を行なうこと。
- (6) 申請権を保障するために、自治体で作成している生活保護の「しおり」や「手引き」は正確でわかりやすいものとし、「申請用紙」を添付し、住民の目に触れやすい場所に常時配架すること。
- (7) 通院や就職活動のための交通費として移送費を支給すること。移送費について「しおり」「手引き」等に明記すること。
- (8) 自動車があれば生活および仕事ができない場合は保有を認めること。
- (9) 実態無視の就労指導の強要はしないこと。自治体として仕事の間を確保・拡充するために努力すること。
- (10) 生活保護世帯に、一時扶助でエアコンの設置・修理費用が支給できるよう国に要請すること。

障がい者施策について

【県への要請】

- (1) 障がい者の医療費助成制度を、現物給付で窓口無料制度とすること。
- (2) 障がい者自立支援法違憲訴訟でかわされた「基本合意文書」および、総合福祉部会でまとめた「骨格提言」にそった制度を実現するよう、強く国に求めること。とくに、応益負担制度の撤廃、報酬体系の日割り制度から月払い制度への変更、介護保険制度優先原則の撤廃を求める。
- (3) 平成30年度の行なわれた障害福祉サービスの報酬改定により、事業所がどのような影響を受けているのか経営実態調査を行なうこと。
- (4) インフルエンザなどの集団感染や、自然災害などで、やむを得ず施設を休所せざるを得ない場合、県・または市からの、補助金補てん制度を設けること。
- (5) 通所の容易さ、余暇の充実、活動範囲の拡大など、社会参加促進のため、県内バス無料化を実現させること。
- (6) 事業所の深刻な人材不足を実態調査し、県・市単位で、積極的な求人を行うこと。
- (7) 障害者雇用水増し問題について、県内の行政機関での実態把握を行ない、公表すること。

【市町村への要請】

- (1) 障害者福祉サービスの支給決定について、市町村におけるガイドラインを開示すること。また、一人ひとりの生活実態や障害の状態を十分に考慮し、必要なサービスと支給量が決定されるようにすること。
- (2) 障害者の医療費助成制度を、現物給付で窓口無料制度とすること。また奈良県全体でその制度に移行するよう県に呼びかけること。
- (3) 監査や提出資料の精査を行い、事務を簡素化すること。
- (4) 障害のある人のニーズに合わせたサービス支給決定を行うこと。
- (5) 地域活動支援センターへの安定的な運営のための報酬を確保すること。

県内の医療・介護体制の拡充のために

【県への要請】

- (1) 「第3期奈良県医療費適正化計画」は、医療費の上昇を抑えるため効率的医療の推進、健康保持の推進、介護給付の適正化を進めますが、それでも医療費適正化につながらず奈良県国保料上昇が避けられない場合、奈良県の医療機関の診療報酬単価の引き下げ（＝「地域別診療報酬」導入）を国に求めることを検討するとしています。医療費適正化の成否の責任を医療機関にのみ押し付ける乱暴な手法であり、県民及び医療者に対し「保険料の値上げか、診療報酬の引き下げか」と二者択一をせまる内容でもあります。医療機関の経営破綻や医療従事者のマンパワー流出を促進し、奈良県の医療崩壊につながる「地域別診療報酬の検討」については計画からの削除を求めます。
- (2) 「奈良県地域医療構想」は一般病床を「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4機能に再編し、

奈良県全体の必要病床数を一般・療養病床で1697床減少(13747床→12050床)、精神病床で600床減少(2800床→2200床)させる計画です。また、高度急性期病床及び急性期病床を回復期病床へ転換・削減する計画となっており、奈良県の救急医療体制、特に肺炎や骨折など高齢期に特有な疾患や在宅患者の急性増悪時への対応に大きな不安を抱かせる計画です。奈良県構想は、未だもって多くの奈良県民に説明されておらず、もっと県民や医療従事者の意見を聞き、地域医療の実態に見合ったものにすべきだという声が上がっています。さらに、構想の中では、病床削減により2025年の在宅医療の必要量が現在の1.5倍に増加すると推計していますが、そのための方策については市町村と地区医師会の責任のみを強調する内容となっています。こうした問題点が多い奈良県地域医療構想について、専門家や市町村、多くの県民の意見を聞き、県内の地域医療の実態や住民の実際の医療要求の正確な把握を行う中で、見直しをされるよう強く求めます。

- (3) 2018年からの看護職員需給見通しの策定にあたり、現場実態を把握し(調査の実施)働き続けられる処遇改善などもふまえた見通しとすること。また、単なる数値目標とせず、そのための確保政策や具体化をすすめること。
- (4) 県が設置している「医療勤務環境改善支援センター」の活動を拡充すること。医療機関からの相談があつてから(受け身)ではなく、積極的に医療機関に働きかけること。また、勤務環境改善策に対する財政補助制度を設けること(特に中小病院に対して)。
- (5) 院内保育所の拡充をさらにすすめること。実態把握を行うなど現場の意見(医療機関、保育士、保護者等)を聞くこと。
- (6) 2017年4月から始まった「総合事業(要支援・生活援助の介護保険外し)」について、事業所や利用者にとどのような影響がでているのか、実態調査を速やかに行うこと。
- (7) 奈良県内で働く介護職員の状況を把握するための実態調査を行うこと。
- (8) 次の点を国に求めること。
 - ①医療・介護従事者の夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ・1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ・夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - ・介護施設における1人夜勤を早期に解消すること。
 - ②安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
 - ③患者・利用者の負担軽減をはかること。

【市町村への要請】

- (1) 次の点を国に求めること。
 - ①医療・介護従事者の夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ・1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ・夜勤交替制労働者の労働時間を短縮すること。
 - ・介護施設における1人夜勤を早期に解消すること。
 - ②安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
 - ③患者・利用者の負担軽減をはかること。

- (2) 次の点を県に求めること

「第3期奈良県医療費適正化計画」は、医療費の上昇を抑えるため効率的医療の推進、健康保持の推進、介護給付の適正化を進めますが、それでも医療費適正化につながらず奈良県国保料上昇が避けられない場合、奈良県の医療機関の診療報酬単価の引き下げ(=「地域別診療報酬」導入)を国に求めることを検討するとしています。医療費適正化の成否の責任を医療機関にのみ押し付ける乱暴な手法であり、県民及び医療者に対し「保険料の値上げか、診療報酬の引き下げか」と二者択一をせまる内容でもあります。医療機関の経営破綻や医療従事者のマンパワー流出を促進し、奈良県の医療崩壊につながる「地域別診療報酬の検討」については計画からの削除を求めます。

- (3) 次の点を県に求めること。

「奈良県地域医療構想」は一般病床を「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4機能に再編し、奈良県全体の必要病床数を一般・療養病床で1697床減少(13747床→12050床)、精神病床で600床減少(2800

- 床→2200床)させる計画です。また、高度急性期病床及び急性期病床を回復期病床へ転換・削減する計画となっており、奈良県の救急医療体制、特に肺炎や骨折など高齢期に特有な疾患や在宅患者の急性増悪時への対応に大きな不安を抱かせる計画です。奈良県構想は、未だもって多くの奈良県民に説明されておらず、もっと県民や医療従事者の意見を聞き、地域医療の実態に見合ったものにすべきだという声が上がっています。さらに、構想の中では、病床削減により2025年の在宅医療の必要量が現在の1.5倍に増加すると推計していますが、そのための方策については市町村と地区医師会の責任のみを強調する内容となっています。こうした問題点が多い奈良県地域医療構想について、専門家や市町村、多くの県民の意見を聞き、県内の地域医療の実態や住民の実際の医療要求の正確な把握を行う中で、見直しをされるよう強く求めます。
- (4) 2017年4月から始まった「総合事業(要支援・生活援助の介護保険外し)」について、事業所や利用者にとどのような影響が出ているのか、実態調査を速やかに行なうこと。

3. 教育問題

【 県への要請 】

- (1) 奈良県内の小中学校の普通教室におけるエアコン設置状況は7.4%と、近畿では最下位、西日本でワースト2位、全国平均約49%を大きく下回っています。熱中症対策や集中して勉強に取り組める環境整備のため、小中学校の普通教室・体育館にエアコンを早急に設置すること。また、エアコンの発注については、地元業者を優先すること。
- (2) 奈良県下におけるすべての小・中学校及び高校の学級編制を、県独自に30人以下学級とする措置を取ること。一方的に学校・園の統廃合を行わないこと。小規模人数の学校については複式解消と専科教員の配置を、また障害児教育の条件整備をすすめること。
- (3) 県立高校の適正化計画を見直し、平城高校をはじめとした高校削減をやめること。また、奈良高校の耐震化対策など早急に進めること。
- (4) 教育委員会制度の「改正」(地教行法の一部改正)について、執行権は引き続き教育委員会にあり、教育委員会が教育に責任を負う立場を明確にし、首長が主宰する「総合教育会議」や首長が策定する「大綱」などは、施設・設備の充実など学校教育を充実させるものにする。
- (5) 急増する児童・生徒に対応するため、ランドデザインを大幅に見直し特別支援学校を新設すること。
- (6) 日本の教員の長時間労働がOECDの調査からも明らかになっていることから、当面、労働安全衛生法に基づき、すべての学校で「勤務時間の把握」「医師による面接指導」「ストレスチェックの実施」を行うこと。市町村に対しても行政指導すること。
- (7) 所得制限のない、公立高校授業料無償を復活させ、私立高校等の就学援助金制度を拡充すること。給付制の奨学金を充実させること。就学援助制度について、入学準備金を入学前に支給すること。就学援助制度を入学説明会などで早めに保護者に周知徹底するよう、市町村に指導すること。
- (8) 小中学校・高等学校は耐震診断に基づいて、ただちに改築・改修・補強を行うこと。未耐震校舎の耐震化のための予算を最優先に確保し、一刻も早い耐震化をすすめること。県は市町村を支援すること。また、建物だけでなく、照明なども耐震化していくこと。
- (9) 政府と国会、県選出国會議員に対して、次の内容の要請書を提出するとともに、その実現に必要なあらゆる措置をとること。
 - ①30人以下学級を制度化し、実施すること。当面、小学校2・3年生の35人学級を法制化すること。あわせて、教職員定数改善計画を策定すること。
 - ②学力保障と生活指導の充実など各校の教育課題の解決、6学級規模の小中学校における専科配置や複式学級の解消、養護教員の複数配置、給食実施校への栄養職員・栄養教諭の完全配置などを行うために、教職員の大幅増を盛り込むこと。

【 市町村への要請 】

- (1) 中学校給食未実施自治体においては、自校方式の完全給食を早急に全校で実施すること。また、義務教育は無償の立場から小中学校の給食費は無料とすること。
- (2) 就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯まで拡充し、申請受付は学校だけでなく、市町村の窓口でも受け付けること。就学援助制度について、入学準備金を入学前に支給すること。就学援助制度を入学説明会などで早めに保護者に周知徹底すること。
- (3) 保育所・学校給食の民営化を行わないこと。保育所・学校給食の食材に輸入加工品を使用しないこと。安心・安全な国産・地場産食材の使用をすすめること。国産、地場産食材や人材確保など、加工品に頼らない安心・

安全な給食のための補助増額を行うとともに、国庫補助復活を求めること。給食調理員がスキルアップを図れるためにも、働き続けられる労働環境（雇用形態や賃金）を改善すること。

- (4) 学校・幼稚園・保育園は耐震診断に基づいて、ただちに改築・改修・補強を行うこと。未耐震校舎の耐震化のための予算を最優先に確保し、一刻も早い耐震化をすすめること。県は市町村を支援すること。また、建物だけでなく、照明なども耐震化していくこと。
- (5) 政府と国会、県選出国會議員に対して、次の内容の要請書を提出するとともに、その実現に必要なあらゆる措置をとること。
 - ①30人以下学級を制度化し、実施すること。当面、小学校2・3年生の35人学級を法制化すること。あわせて、教職員定数改善計画を策定すること。
 - ②学力保障と生活指導の充実など各校の教育課題の解決、6学級規模の小学校における専科配置や複式学級の解消、養護教員の複数配置、給食実施校への栄養職員・栄養教諭の完全配置などを行うために、教職員の大幅増を盛り込むこと。

4. 農林業問題

低米価への対策について

【 県への要請 】

- (1) 2018年産米の農協買入価格は昨年から60^{キロ}玄米で800円の引き上げがあったものの40年以上前の低米価となっています。獣害対策などの負担も大きく、農家の営農意欲を大きく減退させており、県として米農家が米づくりを続けられるよう新潟県のような県独自の米生産農家支援制度をつくるとともに、苗代やカントリー利用料などの農家負担軽減のための対策を行うこと。また、営農組合や集落営農組織への独自の支援策を検討すること。
- (2) 県内での米消費拡大のため学校給食などでの米飯給食を増やすなど地産地消を推進するための対策を行うこと。
- (3) 政府に対して、戸別所得補償制度などの復活など岩盤政策の充実を求めること。

【 市町村への要請 】

- (1) 自治体として地域の米農家が米づくりを続けられるように、機械購入や苗代、カントリー利用料などの農家負担軽減のための対策を行うこと。また、自治体での学校給食に地元産の米を活用するなど地産地消を推進するための対策を行うこと。
- (2) 政府に対して、戸別所得補償制度などの復活など岩盤政策の充実を求めること。

農業の担い手確保と支援について

【 県への要請 】

- (1) 奈良県農業の深刻な担い手不足を打開するため、新規就農者・定年帰農者・集落営農・農業法人など規模や形態の如何を問わずより多くの担い手を確保するための次の対策を講じること。
 - ① 県として新規就農者に対する農地確保への援助、新規就農者が行う農業倉庫や施設建設・農業機械の借り上げなどへの支援策を強化するとともに、研修生受け入れ農家への既存の補助制度を拡充すること。
 - ② 農水省が行っている新規就農支援策に県独自の支援策を上乗せするとともに、「親元就農」や45歳以上の新規就農者への支援策を作ること。

【 市町村への要請 】

- (1) 地域農業の担い手をつくるための自治体独自の支援制度を作ること。具体的には農地や倉庫・機械・住宅などの借り入れに対する補助制度を作って新規就農者の負担軽減をはかること。
- (2) 農地の確保や生産技術・販売など農業経営全般の相談ができる窓口の設置を行うとともに独自の研修制度をつくること。

鳥獣害対策について

【 県への要請 】

- (1) 鳥獣害防護柵の設置のための予算枠の拡大を行うこと。

- (2) 各市町村の猟友会の高齢化が深刻化するなかで新しい若い会員を確保するため県として若い猟友会会員養成のための予算措置を行うこと。
- (3) 県や市町村職員の銃やワナなどの資格取得者を計画的に養成し現場対応できるマンパワーを県として確保するために必要な対策を講じること。

【市町村への要請】

- (1) 集落やグループで行われている鳥獣害対策に対して支援や補助の拡充をはかること。電柵やネット・トタン設置などの経費について地元負担を軽減させるとともに予算枠の拡大を行うこと。
- (2) 猟友会の高齢化が深刻化するなかで新しい若い会員を確保するため自治体として若い猟友会会員養成のための予算措置を行うこと。また、猟友会が捕獲した一頭当たりの補助金を大幅に引き上げること。猟友会のボランティア巡回活動も限界にきており、出役に対する対価の予算化を行うとともに、実施している自治体は拡充すること。
- (3) 銃やワナなどの資格取得者を計画的に養成し現場対応できるマンパワーを自治体として確保するために必要な対策を講じること。

地産地消対策について

【県への要請】

- (1) 県産農畜産物の学校給食への利用率向上をめざして毎年の数値目標をもって追求すること。特に給食材料の必要数量を把握して地域で生産できる体制をつくること。
- (2) 農家が運営する直売所への支援を強めること。買い物難民対策にもなっている小規模の直売所も対象にすること。
- (3) 地元の有機材料を使った有機肥料や堆肥を県内農家が積極的に製造・活用できるよう市町村とも連携して支援策をこうじること。

【市町村への要請】

- (1) 地元産農畜産物の学校給食への利用率向上をめざして毎年の数値目標をもって追求すること。特に給食材料の必要数量を把握して地域で生産できる体制をつくるため、生産者・消費者(保護者)・調理現場などの意見調整の場を設けること。

都市農業の推進について

【県への要請】

- (1) 都市化と開発がすすむ地域での農地の固定資産税が大きな負担となっていますが、都市の農地を開発の対象から外して維持・振興させるため、県として県内の市街化農地を抱える自治体に対して都市農業振興策を確立するよう対策をとること。生産緑地の追加指定を認めるよう関係市にも指導すること。

【市町村への要請】

- (1) 都市化と開発がすすむ地域での農地の固定資産税が農家の大きな負担となっています。都市の農地を開発の対象から外して維持・振興させるため、市街化農地を抱える自治体は都市農業振興策を確立するよう対策をとること。また、生産緑地の追加指定を認めるよう条例制定を行うこと。

台風21号被害について

【県・市町村への要請】

- (1) 台風21号被災農家に農林水産省が「被災農業者向け経営体育成支援事業（平成30年北海道胆振地震及び台風21号）」として農業用ビニールハウス等施設の復旧・撤去に9割補助を決定しました（国の補助率は5割ですが県・市町村が4割）。県や市町村は被災農家に対して農水省の決定を徹底し、被災農家の復旧が速やかにすすむよう対策をこうじること。

5. 労働・環境問題

安心して働くことのできる労働環境に

【 県・市町村への要請 】

- (1) 防災・公共施設・学校などの耐震補強、生活道路、橋梁の整備など、住民の生活に役立つ公共事業を地元の中小業者に発注して進めること。
- (2) 公契約法を制定し、国や地方自治体の公共事業や委託事業等に従事する中小企業に適正な請負金額を保障し、労働者に適正な賃金が支払われるようにすること。未制定の地方自治体は公契約条例を制定すること。制定されている公契約条例は、1年ごとの見直しを行うこと。見直しに当たっては、労働者、中小業者の意見を聴取するようにすること。
- (3) PPP/PFI、市場化テスト、指定管理者制度など公務公共サービスの民営化、民間委託は行わないこと。特に住民の人権に関わる事項については、民営化・民間委託を行わないこと。また、自治体の窓口業務の民間委託は、住民の基本的な人権を守りプライバシー情報を取り扱うものであることから、民間委託や地方独立行政法人の活用は行わず、直営を堅持すること。
- (4) 恒常的な自治体の業務は、「任期の定めのない」正規職員で行うこと。平均3割にも上る現在の非正規雇用職員率を引下げること。臨時・嘱託など非正規雇用職員の賃金・労働条件は、正規職員との均等待遇にすること。「地方公務員法及び地方自治法の一部改正法」施行、「会計年度任用職員」導入に当たっては、衆参両院附帯決議を尊重し、現在の非正規雇用職員の雇い止めや処遇引き下げは行わないこと。
- (5) 奈良県の最低賃金は、今年の改定で時間給811円となっています。雇用戦略対話では2020年には平均1,000円をめざすとされていましたが、この目標に向けての計画すら示されていません。しかも今回の改訂で、大阪では最賃が936円に引き上げられており、地域間格差はさらに広がっています。労働者の賃金の改善で個人消費を増やし、地域経済の活性化に結びつくように早期に時間給1,000円への引き上げ、全国一律最低賃金制の実現に向けて、政府に対する議会決議を上げていただくこと。
- (6) ブラック企業や過労死を未然に防止するために労働問題に関する「相談窓口」を設置すること。また、過重労働による健康障害の防止、職場のメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防をはじめ過労死等防止のための啓発を行うこと。
- (7) 若年層に対する労働条件に関する知識の付与・指導の充実を図ること。あわせて、企業が行う労働環境の整備向上について指導・援助を強化すること。
- (8) 若年労働者の雇用問題をはじめ、奈良県における雇用対策・地域振興、経済活性化対策については、奈労連はじめ国民大運動実行委員会に参加する団体からも意見を聞くなど、協議する場を設けること。

労働団体の尊重、労働者への公平・公正な対応と問題解決を

【 県への要請 】

- (1) 労働団体代表が参加する県の各種審議会・委員会、懇談会の組織名およびその構成について明らかにすること。奈労連の代表を排除することなく、構成員として加えること。

アスベスト問題

【 県への要請 】

- (1) アスベスト（石綿）を吸い込んだことが主な原因で中皮腫や肺がんになる人が著しく増加し、今後40年で死亡者は10万人を超えると推計されています。県は各自治体と連携し住民、労働者の健康を守る立場で緊急の対策を講じること。
- (2) 無料で住民のアスベスト健康診断を行い、住民に健康管理手帳を交付すること。建造物解体の飛散防止対策及び産業廃棄物対策を強化すること。解体などの助成、融資制度をつくること。

水問題

【 県・市町村への要請 】

上下水道事業の広域化は、住民の安全安心を守る立場で問題です。住民に情報を開示し、説明すること。民営化は行わないこと。

6. 税金・商工問題

【 県・市町村への要請 】

- (1) 小規模企業振興基本法に基づく小規模企業振興基本条例を制定してください。施策の具体化にあたって審議会を設置し、民商の代表を審議員として選出してください。
- (2) 国民健康保険の都道府県単位化による国保料（税）の引き上げはしないでください。生存権を脅かす強権的な徴収はやめてください。国保料（税）を引き下げ、短期保険証や資格証明書の発行を中止し、減免申請を積極的に認めてください。
- (3) 官公需の地元事業者への優先発注を図るとともに、適正な単価を保障する公契約条例を制定してください。事業者の仕事おこしのみならず地域住民の生活向上にも寄与する住宅リフォーム助成や、魅力ある地域づくりにつながる商店リニューアルへの助成制度を創設してください。
- (4) 政府による信用保証制度への部分保証拡大の動きに反対を表明してください。
- (5) 申請に基づく地方税の換価の猶予制度に関する条例は、納税者の負担軽減を図る観点から、換価の猶予制度を使いやすい内容にしてください。
- (6) 地域経済と地域住民の生活を破壊する消費税の増税に反対を表明してください。中小業者に多大な実務負担を押し付ける軽減税率や、適格請求書（インボイス）制度の実施に反対を表明してください。
- (7) プライバシーを侵害し、中小業者に重い罰則で管理実務と責任を押し付ける憲法違反のマイナンバー制度は廃止するよう国に要望してください。
- (8) 地震や豪雨、台風被害が連続するなかで、頻発する自然災害への対策として、危険箇所や老朽化したインフラの調査とその解消、災害時の復旧・復興計画に地域を熟知する地元中小業者を位置づけてください。
- (9) 地域の料飲業者の営業を脅かす風営法を悪用した過度な取り締まりを是正するよう警察庁に要望してください。
- (10) 小規模企業への社会保険料負担軽減のための制度改正を国に要望してください。
- (11) 家族従業者の正当な働き分を認めず、封建的な「家制度」の名残である所得税法第56条の廃止に賛同してください。

7. 原発再稼働ではなく、再生エネルギーへの転換を

【 県への要請 】

- (1) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請するとともに、奈良県としても具体策を講じること。全ての原発は再稼働しないよう要請すること。
- (2) 農山村にある小水力、風力、太陽光、バイオマスなど全国にある再生可能エネルギーの活用事例を把握し、奈良県内の農山村での再生可能エネルギーの可能性（「地産地消」の小規模なもの）を追求すること。

【 市町村への要請 】

- (1) 原発依存の電力政策を改めて、自然エネルギーの活用へ転換するよう国に要請すること。また、全ての原発は再稼働しないよう要請すること。
- (2) 農山村にある小水力、風力、太陽光、バイオマスなど、全国にある再生可能エネルギーの活用事例を把握し、再生可能エネルギーの可能性（「地産地消」の小規模なもの）を追求すること。

8. 憲法、平和問題と民主主義

【 県・市町村への要請 】

- (1) 国民の暮らし、福祉、教育予算を確保するためにも、5兆円を超える軍事費の削減を国に求めること。とり

- わけ、自衛隊の海兵隊的機能強化、敵基地攻撃用の予算については反対の声をあげること。日米地位協定にも負担義務のない在日米軍「思いやり予算」を即時廃止するよう政府に要請すること。
- (2) 「核兵器廃絶自治体宣言」にもとづき、核兵器廃絶の住民への世論喚起を広報等で行うこと。原水爆禁止世界大会へ奈良県の青年・学生を派遣し、被爆体験の継承をすすめること。
 - (3) 世界に誇る日本国憲法(第9条戦争放棄)を改悪する動きに反対すること。地方自治を守る立場からも反対を明確にすること。憲法違反の「安保法制」に反対すること。自衛隊の海外での武力行使に反対すること。
 - (4) 2017年7月7日、国連で採択された核兵器禁止条約に日本政府がすみやかに調印するよう、政府に対し意見書を提出すること。
 - (5) 二度の米軍機によるワイヤー切断事故(十津川村)を経験した奈良県民として、危険な「オスプレイ」など米軍機の低空飛行訓練反対を表明し、政府にも強く働きかけること。
 - (6) 五條市ほか県内への陸上自衛隊駐屯地の受け入れには、住民の平和といのち、生活を守る観点から反対すること。
 - (7) 地方自治と民主主義を守る観点から、沖縄への新基地建設反対を表明し、政府に申し入れること。沖縄県民と連帯する取り組みを、県として行うこと。
 - (8) 平和憲法の内容に沿った平和のための資料整理・保存、戦争体験の施設(コーナー)などが充実していくよう、取り組みを進めること。県内の戦争遺跡の保存と後世への継承・学習のための取り組みを積極的に推進すること。
 - (9) 航空自衛隊奈良基地上空で行われる、戦闘機等の展示飛行に反対し、中止を求めること。奈良県上空を、自衛隊機の最低安全高度以下の高度での訓練空域から外すことを要求すること。ブルーインパルス的人口密集地上空における展示飛行については、航空法91条違反であり、反対すること。
 - (10) いわゆる「従軍慰安婦」問題について、国としてすべての被害者に対し真摯に謝罪し、国家賠償を行い、二度と繰り返さないという立場で、教科書への記述の復活など、真実に向き合う歴史教育を行うことなどを政府に要望すること。
 - (11) 国民の知る権利を侵害し、戦争準備を密かにすすめるようとする「特定機密保護法」廃止を国に要請すること。
 - (12) 原爆写真展を県庁舎内および県関連施設で開催できるように協力すること。
 - (13) ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名の推進に協力すること。
 - (14) 自衛隊の隊員募集について、協力をしないこと。また、県・県教育委員会および関連する団体が主催する行事に自衛隊を参加させないこと。
 - (15) かつての戦争が及ぼした歴史を考慮し、「国旗・国歌」の式典での扱いに関しては、個人の内心の自由の保障を尊重し、強制・押し付けは行わないこと。特に、教育現場での強制・押し付けは行わないこと。

9. 議会意見書など

2018年度第27回奈良県自治体キャラバン資料集を参照ください。懇談当日、訪問する時に持参するものもあります。意見書採択の検討をお願いします。

10. その他

県キャラバン実行委員会・地域組織の要請や各団体からこれまで申し入れてきた内容について未解決の問題については見解を明らかにするとともに、解決を図ること。

以上